

第9回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成30年2月26日(月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第19号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 2件 |
| 第 5 | 報告第20号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 1件 |
| 第 6 | 報告第21号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 7 | 報告第22号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 8 | 議案第31号 農業振興地域整備計画の変更について | 2件 |
| 第 9 | 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について | 4件 |
| 第10 | 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第11 | 議案第34号 農用地の買入協議に係る要請について | 1件 |
| 第12 | 議案第35号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 4件 |
| 第13 | 議案第36号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について | 13件 |
| 第14 | 議案第37号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する
法律第3条第1項の規定による承認申請について | 1件 |

○出席委員(15名)

1番 澁谷 洋 君	2番 高松 俊男 君	4番 橘 澄子 君
5番 嶋中 勝 君	6番 甲斐やす子 君	7番 森田 享子 君
8番 大泉 義明 君	9番 渡邊 裕義 君	10番 平間 清 君
11番 類瀬 正幸 君	12番 熊谷 英二 君	13番 津野 斉 君
14番 笛木 眞一 君	15番 高橋 政寿 君	16番 佐瀬日出夫 君

○議事参与の制限を受けた委員(1名)

■番 ■■■■■ 君

○欠席委員(1名)

3番 高原 文男 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君
主任 高橋 望 君

振興係長 若松 務 君
主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第9回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時20分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

5番・嶋中君 6番・甲斐君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第9回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第19号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第19号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで、内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

報告第19号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告致します。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり2件であります。

番号1。

賃貸人、
賃借人、

土地の表示、字多和161-15。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,015㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成25年5月1日。

契約期間は、平成25年5月1日から平成35年4月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成30年1月18日であります。

番号2。

賃貸人、
賃借人、

土地の表示、字西熊牛原野22-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、46,672㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成27年6月30日。

契約期間は、平成27年6月30日から平成32年6月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成30年2月9日であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号2まで、内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第19号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第20号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第20号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第20号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXさん。

申出面積、49.9ha。

指名年月日、平成30年1月24日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、大泉委員、笛木委員、甲斐委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第20号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第21号

○会長（佐瀬日出夫君）日程第6。報告第21号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第21号についてご説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、高原委員。

あっせん委員、大泉委員、笛木委員、森田委員。

報告年月日、平成29年11月18日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこと

となりましたので、報告致します。

土地の所在、字虹別原野 2 3 7 - 3。

現況地目、畑。

面積、70, 341 m²外 10 筆、合計面積は 188, 813 m²。

価格、12, 913, 000 円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

続いて、土地の所在、字虹別 4 3 0 - 1。

現況地目、畑。

面積、63, 857 m²外 7 筆、合計面積は 224, 163 m²。

価格、15, 407, 000 円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

続いて、土地の所在、字虹別 4 3 8 - 6。

現況地目、畑。

面積、120, 600 m²。

価格、8, 355, 000 円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

合計 20 筆、合計面積が 533, 576 m²、価格の合計が 36, 675, 000 円となっております。

番号 1 につきましては、あっせん委員であります 笹木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14 番・笹木君。

○14 番（笹木眞一君） 14 番・笹木。

高原委員欠席のため、代理報告をさせていただきます。

報告第 21 号、番号 1 について報告致します。

XXXXXXXXXXさんより、あっせん譲渡の申出があり、平成 29 年 10 月 6 日に、あっせん委員の指名がありました。

平成 29 年 10 月 23 日に高原委員、大泉委員、森田委員、私と事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に高原さんが互選されました。

XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、平成 29 年 11 月 18 日に XXXXXXXXXX において、第 2 回あっせん委員会を開催致しました。

地元農地部会を中心に、買受希望者を調整していただき、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんに決定致しましたが、譲渡人より公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、実施に向け町に対し買入協議の要請が必要と判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、14 番・笹木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第21号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第22号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第7。報告第22号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

報告第22号についてご説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、

さん。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、大泉委員、甲斐委員。

報告年月日、平成30年2月16日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別439-1。

現況地目、畑。

面積、157,983㎡外9筆、合計面積は498,595㎡となっております。

年間賃借料、685,860円。

借受人氏名、さん。

賃貸借期間は、公告の日から平成34年12月21日までとなっております。

番号1につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より、報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木。

報告第22号、番号1について報告致します。

2月12日にあっせん委員の指名があり、2月16日に役場小会議室において、第1回あっせん委員会があり、あっせん委員には大泉委員、甲斐委員と私が指名され、事務局より相撲局長、湊谷主事が出席しあっせん委員長に私が互選されました。

この農地は平成29年度さんからあっせんの申出があり、公益財団法人 北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

5年後に公益財団法人 北海道農業公社より取得予定者のさんに賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第22号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第31号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第8。議案第31号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第31号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字上多和原野西1線74-1。

現況地目、畑。

面積、3,717.94㎡外1筆、合計面積は12,727.20㎡となっております。

事業計画の名称、牛舎・スラリーストア・ロール置場施設整備事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、牛舎3,137.13㎡、スラリーストア593.65㎡、ロール置場4,558.42㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものです。

番号1につきましては、大泉委員より報告をお願いしたいと思います。

○会長(佐瀬日出夫君) 8番・大泉君。

○8番(大泉義明君) 8番・大泉。

議案第31号、番号1について報告致します。

2月7日に事務局より調査の依頼があり、2月16日に笛木委員、甲斐委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから4ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、[]で酪農を営む[]さんが、所有地に畜舎を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

変更しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には、農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字熊牛原野24線東35-1。

現況地目、畑。

面積、8,636.23㎡外2筆、合計面積は合計9,473.62㎡となっております。

事業計画の名称、牛舎・スラリーストア・パドック施設整備事業。

事業主体、[]、[]

[]さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、牛舎1,988.49㎡、スラリーストア530.66㎡、パドック3,456.78㎡となっております。

土地所有者は、[]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものです。

番号2につきましては、報告を大泉委員にお願いしたいと思います。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉。

議案第31号、番号2について報告致します。

2月7日に事務局より調査の依頼があり、2月16日に笛木委員、甲斐委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから8ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、[]で酪農を営む[]さんが、所有地に畜舎を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

変更しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には、農用地以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第31号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第32号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請についてを内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第32号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり4件となっております。

番号1。

譲渡人、[]、[]さん。

譲受人、[]、[]さん。

土地の所在、字熊牛原野12線東5-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,783㎡となっております。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金1,120,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人が2名、譲受人が5名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が32,300㎡、譲受人が1,267,719㎡うち借入地が57,603㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号1につきまして、調査委員であります森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田です。

議案第32号、番号1について報告致します。

1月31日に事務局より調査の依頼があり、2月2日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の■■■■■さんは、相手方の要望により農地を譲渡し、譲受人の■■■■■さんは申請地を取得し、粗飼料の確保をするため今回の申請となりました。

■■■■■さんが申請地を譲受け後、この農地全てについて、耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地に影響なく、効率的に利用されるかについても確認しました。

■■■■■さんの農地所有面積は、申請地を含める合計面積が128.4haとなりますので、下限面積要件は満たしております。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

譲渡人、■■■■■、■■■■■さん。

譲受人、■■■■■、■■■■■さん。

土地の所在、字オソツベツ1044。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,371㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は国有地払い下げのため、譲受人は国有地払い下げを受けたいため。

資金調達の方法及び価格、自己資金15,000円。

世帯員又は構成員、譲受人が3名となっております。

畑、採放地につきましては、譲受人が554,067㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号2につきまして、調査委員であります平間委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・平間君。

○10番（平間君） 10番・平間です。

議案第32号、番号2について報告致します。

2月8日、事務局より調査の依頼があり、2月13日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

今回の申請は、譲渡人である■■■■さんが、譲受人である■■■■さんに、国有地を払い下げるためとなっております。

■■■■さんが申請地を譲受け後、この農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地に影響なく、効率的に利用されるかについても確認致しました。

■■■■さんの、農地所有面積は申請地を含めると合計面積が55.5haとなりますので、下限面積要件は満たしております。

これらの調査の結果から、許可については問題がないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました10番・平間君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は原案可決されました。

お諮り致します。

番号3から番号4まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3について説明させていただきます。

譲渡人、[redacted]、[redacted]さん。

譲受人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字西熊牛原野22-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、46,672㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は既に離農しているため、譲受人は経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金1,225,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人が2名、譲受人が4名。

畑、採放地につきましては、譲渡人が46,672㎡、譲受人が1,238,142㎡うち借入地が741,474㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

続いて番号4。

譲渡人、[redacted]、[redacted]さん。

譲受人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字西熊牛原野22-2。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、61,914㎡外3筆、合計面積は127,452㎡となっております。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は既に離農しているため、譲受人は経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金1,273,000円となっております。

世帯員又は構成員、そして畑、採放地につきましては、番号3と同じため説明を省略させていただきます。

番号3、番号4につきましては、調査委員であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第32号、番号3、4について報告致します。

9月7日に、事務局より調査の依頼がありました。

2月14日に現地調査を行っております。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の[redacted]さん、[redacted]さんは、すでに離農をしているため、農地の売渡し、譲受人の[redacted]さんは、申請地を取得し、経営規模拡大のための今回の申請となっております。

[redacted]さんは申請地を譲受け後、この農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地へ影響なく、効率的に利用されることについても確認を致しました。

[redacted]さんの、農地所有面積は申請地を含め合計が136.5haとなり、下限面積要件は満たしております。

これら調査の結果から、許可については問題がないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3から番号4まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第32号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第33号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第10。議案第33号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第33号についてご説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字熊牛原野24線東35-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8,636.23㎡外2筆、合計面積は9,473.62㎡となっております。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、フリーストール牛舎及びスラリーストア、パドックの建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久、牛舎1棟1,988.49㎡、スラリーストア1棟530.66㎡、パドック3,456.78㎡、作業スペース3,497.69㎡、事業費343,580,400円。

調査委員につきましては、甲斐委員、大泉委員、笛木委員となっておりますが、番号1の報告を大泉委員よりお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 8番・大泉君。

○8番(大泉 義明君) 8番・大泉。

議案第33号、番号1について報告致します。

2月7日に事務局より調査の依頼があり、2月16日に笛木委員、甲斐委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから8ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者はXXXXXXXXXX地区で営農するXXXXXXXXXXさんが、畜舎の建設をするため、農地の永久

転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実行性、信用性については、転用に係る行為を遂行されると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は、原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることことからこの転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字上多和原野西1線74-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,717.94㎡外1筆、合計面積は、12,727.20㎡となっております。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、フリーストール牛舎及びスラリーストア、ロール置場の建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久、牛舎1棟3,137.13㎡、スラリーストア1棟593.65㎡、ロール置場4,558.42㎡、作業スペース4,438㎡、事業費485,254,800円。

調査委員につきましては、甲斐委員、大泉委員、笛木委員にお願いしておりますが、番号1の報告を大泉委員よりお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉 義明君） 8番・大泉。

議案第33号、番号2について報告致します。

2月7日に事務局より調査の依頼があり、2月16日に笛木委員、甲斐委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから4ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、 地区で営農する さんが、畜舎の建設をするため、農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しています。

実行性、信用性については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積については妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は、原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることことからこの転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました

以上をもって、議案第33号、内容2件については原案可決されました。

◎議案第34号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第34号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第34号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人 北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地については、別紙のとおり1件となっております。番号1。

利用調整申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出を受けた年月日、平成29年10月5日。

土地の所在、字虹別原野237-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、70,341㎡外19筆、合計面積は533,576㎡となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第34号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第35号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12。議案第35号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第35号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり4件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別439-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、157,983㎡外9筆、合計の面積が498,595㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年2月28日から平成34年12月21日まで。

土地の引渡時期は、平成30年2月28日。

金額は、年間685,860円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん案件のため改めての調査依頼は行っておりません。
以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号2について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野553-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、45,997㎡外5筆、合計の面積が291,011㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年2月28日から平成40年2月27日まで。

土地の引渡時期は、平成30年2月28日。

金額は、年間931,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきましては、笛木委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第35号、番号2について報告致します。

2月7日に事務局より調査の依頼があり、2月9日に調査、確認を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手方要望により農地を貸付するものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け、自給飼料を確保するということです。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号3について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字虹別原野708-1の内。

地目、登記簿、畑。

現況、農業用施設用地。

面積は、11,757㎡外1筆、合計の面積は22,663㎡です。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、農業用施設用地。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成30年2月28日から平成37年11月24日まで。

土地の引渡時期は、平成30年2月28日。

金額は、無償。

支払方法は、なし。

なお、番号3につきましては、笛木委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第35号、番号3について報告致します。

2月15日に事務局より調査の依頼があり、2月16日に調査、確認を行ってまいりました。

利用権設定等の農業用施設用地については、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手方要望により農業用施設用地を使用貸借するものです。

借主のさんは、施設用地を借受け、農業用施設用地として利用するための申請

2月9日付けで事務局より調査依頼があり、2月16日に現地調査に行っていました。
利用権設定等の農地については、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。
貸主の[]さんは、経営移譲を行うため、後継者に農地を貸付するものです。
借主の[]さんは、後継者として営農を引き継ぐということでした。

この使用貸借契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に
利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあたら
れました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩致します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時23分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

（[]君復席）

以上をもって、議案第35号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第36号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第13。議案第36号、贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する
証明について内容13件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号13まで内容13件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号13まで内容13件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第36号について説明いたします。

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づき、適用申請のあった下記の者について、意見を求めるものであります。

本件につきましては、まず農業後継者が農地等の贈与を受けた場合の、納税猶予の特例について簡単に説明させていただきます。

農地等の贈与税に係る納税猶予の制度は、昭和39年に納期限の延長の特例として創設され、昭和50年に現在の納税猶予の特例と形を変え現在に至っております。

これは農地の細分化の防止や、税制面から農業者後継者を育成することを目的とされております。総会資料9ページから11ページをご覧ください。

こちらには、この特例の概要を記載させていただいております。

贈与税の納税猶予の特例制度は、一定の要件のもとに農業後継者又は農業相続人が、農業経営を継続することを前提に設けられております。

11ページに記載がありますが、納税猶予を受け続ける間は、3年毎に引き続き納税猶予の適用を受けたい旨の届出を税務署に提出することが必要です。

この届出に農業委員会が証明する、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の添付が必要となっており、本総会で経営を継続しているかないかの、意見を求めるものであります。

それでは、別紙のとおり13件となっております。

番号1。

地区名、虹別。

受贈者氏名、XXXXXXXXXXさん。

贈与者氏名、XXXXXXXXXXさん。

贈与年月日、昭和59年10月25日、以下番号13までございます。

なお、番号9のXXXXXXXXXXさんですが、現在中間管理事業や農用地利用集積計画により、農用地についてすべて特定貸付ということで、納税猶予を継続されております。

先日、届出を提出された際にですね、現在も育成牛販売による農業収入があるということで、確認しておりますので報告を致します。

さらに、番号1のXXXXXXXXXXさんだけになりますけれども、受贈者の中に後継者へ経営移譲されている方もいらっしゃいますが、農業者年金受給に係る使用貸借、経営移譲については、納税猶予を受け続けることができる特例があり、これで認められておりますのでご報告させていただきます。

なお、今年度につきましても農地パトロールの中で納税猶予対象地について全て調査を行っておりますので、笛木農地部会長より代表し、農地管理の調査結果について報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第36号、番号1から番号13について代表報告を致します。

平成29年9月25日から10月26日にかけて、各班に分かれて現地調査を実施致しました。

致しました農地パトロールにおいて、全ての納税猶予者対象の農地は、全筆適正に耕作されており、今後とも引き続き耕作する意思があると確認しておりますので、適正に管理されていると確認を致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号13まで内容13件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の代表報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「あり」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) 2番・高松君。

○2番(高松俊男君) 2番・高松です。

あの13番の[]さんの件は、お名前お爺ちゃんなのか、お婆ちゃんなのか、[]さんて。

○会長(佐瀬日出夫君) 振興係長 若松君。

○振興係長(若松務君) お母さんです。

○会長(佐瀬日出夫君) 2番・高松君。

○2番(高松俊男君) お母さんが農業者年金を。

○会長(佐瀬日出夫君) 振興係長 若松君。

○振興係長(若松務君) お母さんから、贈与を受けられた形です。

○会長(佐瀬日出夫君) 2番・高松君。

○2番(高松俊男君) 平成11年の段階で。

○会長(佐瀬日出夫君) 振興係長 若松君。

○振興係長(若松務君) はい。

○会長(佐瀬日出夫君) 2番・高松君。

○2番(高松俊男君) お爺ちゃんから直接いかなかった。

○会長(佐瀬日出夫君) 振興係長 若松君。

○振興係長(若松務君) はい。

○会長(佐瀬日出夫君) 2番・高松君。

○2番(高松俊男君) そういう例もあるんですか。

○会長(佐瀬日出夫君) 振興係長 若松君。

○振興係長(若松務君) はい、あります。

○会長(佐瀬日出夫君) 2番・高松君。

○2番(高松俊男君) そうなんですか。

了解です。

○会長(佐瀬日出夫君) 他にご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号13まで、内容13件については原案可決されました。

以上をもって、議案第36号、内容13件は原案可決されました。

◎議案第37号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第14。議案第37号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松務君) はい。

議案第37号について説明いたします。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による基づき、下記の者より申請があった特定農地貸付けについて議決を求めるものであります。

承認を受けようとする土地の表示、別紙のとおり1件となっております。

本件につきましては、標茶町が農業者以外の方に自然と触れ合い、農業に対する理解を深めていただくために貸付けする農地を、使用貸借するための申請となっております。

総会資料12ページをご覧ください。

こちらには特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の概要を載せてあります。

2の概要(1)に、特定農地貸付の定義がございます。

一つに、10アール未満の農地の貸付で相当数のものを貸付け対象として、定型的に条件で行われること。

二つ目に、営利目的としない、農作物の栽培用にするための、農地の貸付けであること。

三つ目に、貸付期間が5年を越えない事となっております。

なお、14ページですが、地方公共団体が開設する場合、申請書に貸付規定を添付し、農業委員会の承認を求めるということになっております。

そのようになっており、今回の申請となりました。

17ページですけれども、標茶町における貸付け規定となっております、第4条に規定の貸付けの条件がございます。

この条件につきましては、該当年の11月30日まで貸付けをすること、賃料については無料とすることとあります。

また、21ページをご覧ください。

21ページには区画予定図となっております、1区画が10m×5mとなっております、1区画50㎡となっております。

この貸付規定について農業委員会が審査をするわけですが、戻ってしまいますが15ページをご覧ください。

15ページの方には、標茶町農業委員会が決めました、特定農地貸付けに関する農地等の特例に関する審査基準を設けて記載しております。

この審査基準に基づき審議を行いますけれども、始めに説明させていただきました、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の貸付要件に習い、審査基準は制定しておりますので、審査の方をお願いしたいと思います。

なお、10アール未満の農地の考え方なんですけれども、利用者1人当たりの面積と判断致しますので、宜しくお願い致します。

それでは番号1について説明させていただきます。

番号1。

申請人住所、氏名、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、XXXXXXXXXX。

地目、登記簿、現況共に畑。

外9筆となっております。

面積は、全体で7,013㎡の内2,000㎡。

貸付期間は、許可の日から平成30年11月30日まで。

貸付主体が新たに権利を取得する者、権利の種類は、使用貸借権。

所有者は、[]さんの相続人であり、[]さん、[]さん、[]さん。

この農地の区域は、都市計画区域内となっており、標茶町中央公民館事業、町民ふれあい農園、権兵衛村の事業名となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって議案第37号、内容1件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第9回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第9回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうもご苦労さまでございました。

（午前11時38分閉会）